新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

○前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証４号・５号及び危機関連保証が利用できるように認定基準の運用を緩和。

【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方

①業歴３ヶ月以上１年１ヶ月未満の事業者

②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

【認定基準】

（現状）
対前年と比較

最近１ヶ月の売上高等と前年同月を比較
＋
その後２ヶ月間(見込み)を含む３ヶ月の売上高等と前年同期を比較

運用緩和

（緩和後）
新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近１ヶ月の売上高等と最近1ヶ月を含む最近3ヶ月間の平均売上高等を比較

又は

最近１ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較
＋
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年12月の売上高等の３倍を比較

又は

最近１ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の平均売上高等を比較
＋
その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高等と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証４号は▲20%以上、セーフティネット保証５号は▲５%以上、危機関連保証は▲15%以上